

施設利用のきまり

(H23.12 改訂)

1. 文化センター・公民館・ふれあいセンターの目的

(1)文化センター・ふれあいセンター

この施設は総務省(旧自治省)制度事業で、まちづくり事業を推進するために建てたものです。施設を利用して住民の出会い、ふれあいを通じて知恵や力を出し合い町づくりに役立てるためです。

(2)公民館

地域の人たちが集まって色々な事を学び合う社会教育機関です。文化センターやふれあいセンターも公民館施設としてつくられたもので、条例上ではそれぞれの公民館と同じ場所になっています。

社会教育とは、住民の自主的・自発的な学習活動を組織的に行う活動です。公民館は社会教育活動の中心的機関で、公民館施設を利用して公民館が計画を立てて行う事業と団体・グループが自主的・組織的に行う事業があります。その活動目標はいきがいをつくり、自分たちの力を生かし、住みよい地域をつくることにあります。

2. 施設利用をする場合の使用料が有料と無料との違い

(1)無料(減免)の場合

公共的な活動をしている町内の団体(町民又は町内へ勤務している人)が利用する場合には無料です。また、学習・文化・体育活動をする団体は無料になっています。この場合には次の4つのうちいずれかに該当する場合となります。(但し、減免申請書の提出が必要です)

- ① 会員が特定の人たちだけで固定している団体ではなく、希望すればいつでもだれでも入れるような開かれた団体であること。
- ② 団体の活動の成果を地域の人たちに発表したり、発表の機会に参加するなど、その成果を地域の人たちに還元すること。
- ③ 他の団体や地域社会とのつながりを持ち、公民館活動や公共的な活動に積極的に参加し、地域づくりに役立てていくこと。
- ④ 国及び、地方公共団体がその目的達成のために使用する場合。

(2)有料の場合

次の4つのうち、いずれかに該当する場合は有料です。

- ① 政治団体(政党・後援団体など)の使用
- ② 宗教団体の使用
- ③ 即売会・展示会・講習会・発表会などで営利目的の使用(悪徳商法等は使用させない)
- ④ 山ノ内町外の団体の使用(町民が有益になる事業の場合を除く 例:無料講習会)

3. 施設を利用する場合のきまり

利用者みなさんが、気持ちよく使用できるように努めておりますが、利用する皆さんにも使用上のきまりを守っていただけるようご協力ください。もし、きまりを守っていただけない場合は使用をお断りすることもあります。

(1) 利用時間

8：30～22：00（終了時刻は必ずお守りください。）

尚、夜間や土日祝祭日等について、特に利用予約のない日によっては休館となっている場合があります。その際の開館時間は利用申込の30分前となります。

(2) 休館日

- ① 毎月第2・第4月曜日（これらの日が国民の祝日にあたる場合には翌火曜日）
但し、文化センターに限っては8時30分から17時15分まで開館しております。
- ② 毎年12月29日から翌1月3日までの年末年始
- ③ 利用団体の申込みがない日と時間
- ④ 施設の保守点検日・ワックス清掃日
- ⑤ その他管理上、必要と認めるとき

(3) 利用の予約申込み

減免となった方は原則として利用日の4ヶ月前の月初めから予約を受付ます。

また、減免にならなかった方は利用日の3ヶ月前の月初めからの受付となります。予約は、利用日の3日前までにお願します。直前の予約は受付けませんのご協力ください。

申込みには、使用許可申請書と使用料減免申請書（減免の場合のみ）の提出が必要です。（部屋内以外の備品を使用する場合は備品借用申請書が必要です）

(4) 利用時に守っていただくこと

- ① 当センターは防犯上ドアを施錠し管理しております。利用する際には事務室に立ち寄り、利用が終わったら必ず利用簿（受付にあります）に利用状況を記入してください。
- ② 利用後は清掃や整頓をしてください。
- ③ 施設・備品・設備を傷めたり壊したりしないでください。（過失がある場合は弁償していただきます。）
- ④ 申込み以外の部屋や備品を使用しないでください。
- ⑤ 施設内での物品の販売は申し込み時に許可を得てください。
- ⑥ 火気には十分注意してください。（館内は禁煙です）
- ⑦ 冷房や暖房のスイッチは使用終了時刻30分前に切ってください。
- ⑧ 火災や地震などの災害時は職員の指示に従い速やかに避難してください。

4. 利用日や会場の変更

町等が行う公共的な事業については（選挙や大きなイベントなど）、こちらを優先させていただく場合があります。また、利用団体の申込みが多い時は部屋の変更をお願いすることもあります。なお、予約をキャンセルする場合は必ず前日までに電話等で連絡をお願いします。

5. 備品使用について

当施設の備品につきましては、上記のとおり施設使用の趣旨からも、公民館活動のために利用していただくことが目的でありますので、個人及び企業等の営業や営利目的での使用には貸し出しできませんのでご理解ください。

6. 施設内における喫煙について

各施設とも館内は禁煙です。決められた場所での喫煙をお願いします。

7. 減免となった団体様へのお願い

無料で施設をご利用いただいた団体様には、年2回（6月および12月頃）の全館清掃へのご協力をお願い致します。

※ 会議室等、利用後の清掃は必ず行って下さい。

各階廊下に設置してあるロッカーに清掃用具があります。会議室、ホールはモップを掛けて下さい。和室はほうきで掃いて下さい。料理室はほうきで掃くほか、汚れがひどい時は雑巾がけをお願いします。軽運動室は物入れに専用のモップ、下駄箱にほうき、ちりとりがありますので使用して下さい。机は給湯室にある台布巾で拭いてください。

施設を気持ちよく利用できるように、ご協力をお願い致します。